

藤枝市ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 市ホームページに民間事業者等のバナー広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたっては、その広告表現について藤枝市広告掲載要綱及び藤枝市ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各号の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(アニメーション)

第3条 アニメーションを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画像が反転表示を繰り返すものは禁止とする。
- (2) 画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのよう混同する恐れがあるため、禁止とする

- (1) 市ホームページと類似する色調及び字体を使用したもの
- (2) 事業や施設、相談など閲覧者が市の事業であると錯覚するもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称のいずれかが書かれていないもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分とり、また、背景に模様のある画像などを使用する場合は文字の周りを縁取りするなどして、文字が読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

1、本ガイドラインは平成25年1月28日から施行する。